

平成二十六年三月十八日受領
答 弁 第 六 九 号

内閣衆質一八六第六九号

平成二十六年三月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員渡辺喜美君提出子ども連れ去りの問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡辺喜美君提出子どもの連れ去りの問題に関する質問に対する答弁書

一について

一般に、裁判官は、個別具体的な事案において、法の趣旨にのっとり適切な判断をしているものと承知しているところ、政府が御指摘のように「次の最高裁判所長官に対し、・・・全裁判官に先例を改めさせる指導力を発揮するよう要請すること」は、司法権の独立の観点から、相当でないものと考ええる。

なお、政府としては、引き続き、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百六十六条の改正趣旨の周知徹底に努めてまいりたい。

二について

裁判実務に関する司法統計については最高裁判所において公表されているところ、これを超えて、政府が御指摘のように「裁判実務に変化がみられているかについて、実態調査を行う」ことは、司法権の独立の観点から、相当でないものと考ええる。